

高額医療費制度についてのお知らせ

国民健康保険に加入しておられる方、また老人医療受給者の方で、1か月に負担した医療費が限度額を超えたときは、超えた分の医療費を高額医療費として支給します。

(1) 70歳未満の方の場合

① 1か月の自己負担限度額 (表1)

② 世帯で合算して限度額を超えたとき

同じ世帯内で、同じ月内に21,000円(住民税非課税世帯も同額)以上の自己負担額を2回以上支払った場合、それらを合算して限度額を超えた分が支給されます。

③ 高額医療費の支給が過去12か月間に4回以上あるとき

過去12か月間に、同じ世帯内で高額医療費の支給を4回以上受けたとき、表1の「4回目以降」の金額を超えた分が、高額医療費として支給されます。

【表1】

区分	3回目まで	4回目以降
上位所得者	139,800円 + (医療費 - 466,000円) × 1%	77,700円
一般	72,300円 + (医療費 - 241,000円) × 1%	40,200円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

(2) 70歳以上の方、または老人医療受給者の方

① 1か月の自己負担限度額 (表2)

【表2】

区分		外来だけの場合 (個人ごと)	入院+外来の場合 (世帯ごと)
一定以上の所得がある方	自己負担2割	40,200円	72,300円 + (医療費 - 361,500円) × 1% ※1
一般の方	自己負担1割	12,000円	40,200円
住民税非課税世帯の方		8,000円	24,600円
			15,000円

※1 過去12か月間に4回以上の高額医療費の支給があった場合、4回目以降の限度額は、40,200円になります。

◆ 高額医療費の対象となる自己負担は、入院時の食事代や健康保険の給付対象外となる差額ベッド代等は除きます。

◆ 高額医療費の支給は、医療費の審査が必要となるため、医療を受けた月から3か月程度かかります。

◆ 高額医療費に該当となる場合は、お知らせ等書類を送付します。

詳しくは下記までお問い合わせください。

○ お問い合わせ先

保健福祉センターなわ福祉保健課 TEL 0859-54-5207

大山支所福祉課 TEL 0859-53-3136

中山支所福祉課 TEL 0858-58-6112